

令和5年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します!

1. 支給対象者

■以下の①～④のいずれかに該当する方

- ①令和5年3月分の児童扶養手当を受給された方
- ②令和5年4月分から新しく児童扶養手当を受給された方
- ③**公的年金等を受給していることにより、
令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当。)
- ④食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、
児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

※ すでに山梨県内外の市町村から、
「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別
給付金(ひとり親以外の子育て世帯分)」を受給されている方は、
重複して受給することはできないため、支給対象外となります。

2. 支給額

国給付金
5万円

+

山梨県上乗せ分
5万円

=

児童1人あたり
一律10万円

(地方創生臨時交付金活用)

■裏面もございます。必ずご確認ください。

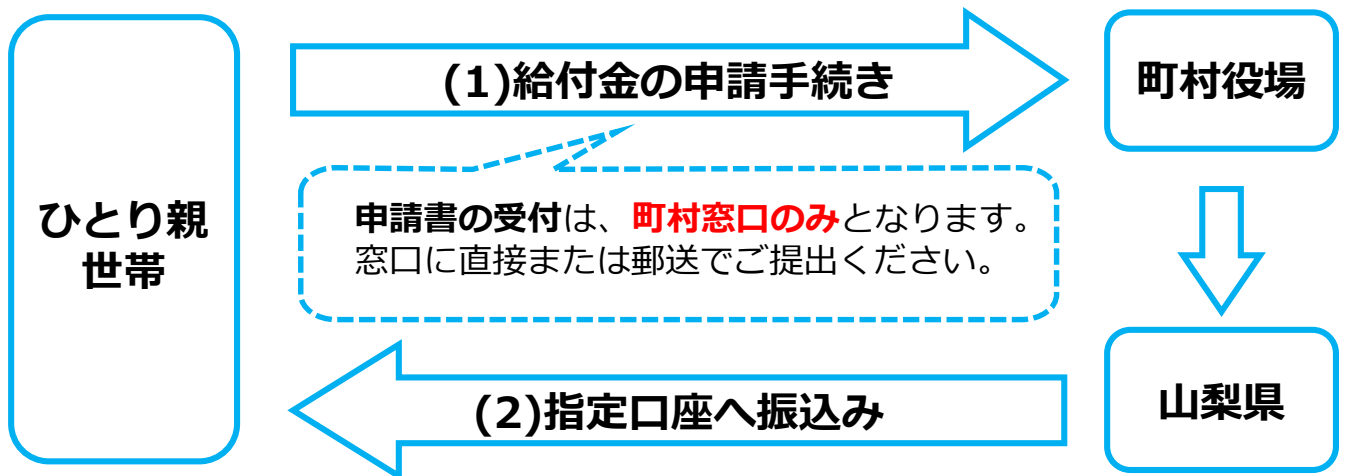
3. 給付金の支給手続き

- 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- 令和5年4月分から新しく児童扶養手当を受給された方
(表面1の①②に該当する方)

- ▶ **申請不要**で、**令和5年5月31日(水)**に、児童扶養手当受給口座に振り込みます。
- ▶ お住まいの町村から個別に通知が届きます。
届いていない場合は、お住まいの町村役場へご連絡ください。

■ 上記以外の方 (表面1の③、④のいずれかに該当する方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、お住まいの町村役場の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



(お問い合わせは下記まで
お電話ください)

- **こども家庭庁コールセンター**
0120-400-903
(受付時間：平日9:00~18:00)
- **〇〇町村役場 子育て支援課**
0000-000-000



**“振り込め詐欺”や
“個人情報の詐取”にご注意を！！**

ご自宅や職場などに県や市町村、こども家庭庁(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。